

第 107 回 (2018 年) ILO 総会基準適用委員会
日本案件第 87 号条約個別審査 議長集約

(厚生労働省国際課仮訳)

委員会は、政府代表により提供された情報と、続いて行われた議論に留意した。

委員会は、消防職員委員会制度の機能に関する課題を特定するための特別実態調査が 2018 年 1 月に実施されたこと、2018 年 3 月から複数回にわたり労使間の協議を行ったことに関する政府の説明に留意した。また、継続的な労使間協議を通じた消防職員委員会の機能を改善する計画を策定するとの政府のコミットメントにも留意した。

委員会は、消防職員と刑務官が自らの選択により団体を創設・加入する権利に関し、法体系と実態が乖離しているとの数十年にわたる専門家委員会のコメントについて関心をもって注視した。委員会は、自律的労使関係制度に関する必要な措置をとることに関し、意味のある進展がないことに留意した。

政府説明とそれに続いて行われた議論を考慮し、委員会は以下を政府に要請した。

- ・ 自律的労使関係制度には多岐にわたる課題があるとの政府陳述を考慮しつつ、社会的パートナーと協議しながら、自律的労使関係制度を慎重に検討する。
- ・ 上記で議論された消防職員委員会制度の機能に関する課題を特定するための新たな取組に関する情報と、結果としてとられた措置についての情報を提供する。
- ・ 消防職員が警察と同視されるという政府の見解及びその見解が条約適用の現状とどう符合するのか¹について、国レベルで社会的パートナーと協議を行い、その協議の結果に関する情報提供を行う。
- ・ 刑務官のうちどのカテゴリーが警察の一部と考えられ団結権から除外されるのか、どのカテゴリーが警察の一部とは考えられず団結権を有するのか、社会的パートナーと協議しながら検討する。
- ・ 人事院の手続が、中立かつ迅速な調停・仲裁を確保しているかどうか、社会的パートナーと協議しながら検討する。

¹ 注：同見解を採るとしても、それが消防職員に団結権を付与しないという理由になりうるか、といった意と推測される。

委員会は、これらの勧告を実施するため社会的パートナーとともに期限を定めた行動計画を策定すること、2018年11月の次回専門家委員会前に同委員会に対して報告を行うことを政府に要請した。